

債権者代位権・詐害行為取消権に関する改正論の現状

2014/01/20
松岡 久和

I 改正検討の要点

1 債権者代位権

- ・本来型の存続の可否（強制執行制度との関係）
- ・本来型における無資力要件の明確化の是非
- ・非訟事件手続法による裁判外の代位手続の廃止
- ・債務者への代位訴訟の効力と手続保障のあり方
- ・第三債務者の安全への配慮方法
- ・事実上の優先弁済結果の是非
- ・転用型の規定の要否と方法

2 詐害行為取消権

今回の報告レジュメに詳しいので省略

II 中間試案からの変更提案（1月14日の第82回会議）と議論の紹介

1 債権者代位権

- ・「保全するため必要があるときは」→「保全するため」（現行法と同じ表現）
- ・相殺による事実上の優先弁済の容認⇒代位権行使範囲の被保全債権額への限定
- ・代位訴訟の提起とその告知後には債務者の被代位権利の処分を禁止。ただ、第三債務者の弁済は中間試案と同じく容認。
- ・転用型を登記請求権の代位行使に限定。一般的受け皿規定やその補充性要件については、規定を見送る。
- ・代位債権者の善管注意義務は内容が必ずしも明確でないの見送る。
- ・代位債権者の費用償還請求権についても意見が分かれるほか詳細すぎるとの批判があるので見送る。

2 詐害行為取消権

- ・被保全債権の成立基準時を詐害行為までに原因が生じているものに拡張
- ・悪意等の推定規定は詳細すぎるので解釈運用に任せ規定を見送る。
- ・債務者を被告にすると案を訴訟告知案に変更。弊害が多く必要性が低い。ため。
⇒判決効の債務者への拡張を明文化
- ・相殺による事実上の優先弁済の容認⇒詐害行為取消権行使範囲の被保全債権額への限定
- ・受益者と転得者の規律の分割
- ・受益者・転得者の反対給付返還請求権への優先権付与を実務の運用に委ね規定を見送る
- ・詐害行為取消権行使費用の点と逸出財産の返還の方法等に関する規定は、細かすぎるので規定を見送る。